改定される「鹿児島県最低賃金」(時間額897円) と賃金引上げ支援策について、経済団体の皆様に対し、 鹿児島労働局長が周知の協力依頼を行いました。

10月6日から、鹿児島県最低賃金が時間額853円から44円引き上げられて897円に改定されるのに先立ち、鹿児島労働局では、令和5年9月20日(水)、鹿児島県中小企業団体中央会、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会及び鹿児島県商工会議所連合会を訪問し、改定最低賃金額と併せ、賃金引上げを行う中小・小規模事業者への支援を強化するために拡充された業務改善助成金について、傘下企業に周知していただくようお願いしました。

要請の様子



鹿児島県中小企業団体中央会



鹿児島県商工会連合会



鹿児島県経営者協会



鹿児島県商工会議所連合会

業務改善助成金は、地域別最低賃金と事業場内最低賃金との差額が50円以内の中小・小規模事業場で、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、かつ生産性向上等に資する設備投資等を行う場合に、引上げ額と引上げ人数に応じ、設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

対象事業場を、地域別最低賃金と事業場内最低賃金との差額が30円以内から50円以内に拡大し、50人未満の事業場では賃金引上げ後の事後申請も可能とするなどの拡充措置が講じられています。